○北海道開発局告示第四十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系石狩川（左岸　旭川市神居古潭百六十六番地先の道道神納橋から海まで、右岸　旭川市神居古潭百六十六番地先の道道神納橋から海まで）に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年七月五日北海道開発局告示第九十九号は、廃止する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第四十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系須部都川、篠津川及び当別川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年九月三日北海道開発局告示第百十九号、第百二十号及び第百二十一号は、廃止する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第四十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系千歳川、旧夕張川、漁川及び嶮淵川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年七月五日北海道開発局告示第百四号、平成二十二年九月三日北海道開発局告示第百二十四号、平成二十二年十二月二十四日北海道開発局告示第百五十九号及び第百六十号は、廃止する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第四十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、石狩川水系豊平川、厚別川、月寒川及び望月寒川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年七月五日北海道開発局告示第百五号、平成二十二年三月三十一日北海道開発局告示第五十三号、第五十四号及び第五十五号は、廃止する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第四十六号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、十勝川水系札内川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年三月二十九日北海道開発局告示第五十八号は、廃止する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第四十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、十勝川水系浦幌十勝川、浦幌川及び下頃辺川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年十二月七日北海道開発局告示第百四十三号、平成二十二年八月十二日北海道開発局告示第百九号及び第百十号は、廃止する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

○北海道開発局告示第四十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条の規定に基づき、十勝川水系帯広川、途別川、猿別川及び十弗川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局帯広開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十一年十二月七日北海道開発局告示第百四十四号、第百四十五号及び第百四十六号、平成二十七年三月十二日北海道開発局告示第三十四号は、廃止する。

平成二十九年三月七日

北海道開発局長　今　日出人

国会事項

衆議院

議案提出

三月三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

金融商品取引法の一部を改正する法律案

銀行法等の一部を改正する法律案

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案

質問書提出

三月三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＩＳＩＬへの掃討作戦等を実施する諸外国の軍隊に対する自衛隊による後方支援活動に関する質問主意書（小川淳也提出）

内閣総理大臣が憲法改正を要請することに関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

内閣総理大臣夫人の法的地位に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

答弁書受領

三月三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員**逢**坂誠二提出防衛省の情報公開、公文書管理のあり方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員階猛提出衆議院予算委員会における金田法務大臣の答弁に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村智奈美提出児童扶養手当の現況届の提出の見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村智奈美提出南スーダン国連平和維持活動派遣部隊の日報の情報公開・公文書管理問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大串博志提出諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査と有明海再生事業の関係等に関する再質問に対する答弁書